

岩手県告示第 202 号

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

鳥獣保護員設置規程の一部を改正する告示

鳥獣保護員設置規程（昭和 40 年岩手県告示第 661 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第 4 条 保護員は、その担当地区を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 鳥獣保護区及び休猟区、猟区、<u>銃猟禁止区域</u>等の管理に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 法第 9 条第 7 項の許可証、同条第 8 項の従事者証、法第 15 条第 7 項の指定猟法許可証、法第 19 条第 3 項の登録票、法第 24 条第 5 項の販売許可証、法第 35 条第 8 項の承認証、法第 37 条第 6 項の危険猟法許可証及び法第 60 条の狩猟者登録証の検査並びに法第 75 条第 2 項の規定に基づく立入検査及び立入調査並びに同条第 3 項の規定に基づく立入検査に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(職務)</p> <p>第 4 条 保護員は、その担当地区を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 鳥獣保護区及び休猟区、猟区、<u>特定猟具使用禁止区域</u>等の管理に関すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 法第 9 条第 7 項の許可証、同条第 8 項の従事者証、法第 15 条第 7 項の指定猟法許可証、法第 19 条第 3 項の登録票、法第 24 条第 5 項の販売許可証、法第 35 条第 8 項の承認証、法第 37 条第 6 項の危険猟法許可証、<u>法第 60 条の狩猟者登録証及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 11 条の 2 第 5 項の承認証</u>の検査並びに法第 75 条第 2 項の規定に基づく立入検査及び立入調査並びに同条第 3 項の規定に基づく立入検査に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。